

(平成20年12月25日建設部長通知)

(最終改正 令和8年3月24日)

地域建設業経営強化融資制度等の適用について

1 制度導入の背景

建設投資の急速な減少、不動産業の業況の悪化、資材価格の高騰等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は極めて厳しい状況に直面しており、政府の「安心実現のための緊急総合対策」において、建設業の資金調達の円滑化について支援を実施することとされた。これを受けて、平成20年10月17日付け国土交通省建設流通政策審議官通知により、従来から国において制度化されていた下請セーフティネット債務保証事業が拡充されるとともに、新たに地域建設業経営強化融資制度が創設された。

改正後の制度では、一定の民間事業者が債権譲渡先に加えられ、広く建設業者が制度を利用できる見込みとなったため、今回、本市においても導入したものである。

2 制度の概要

本市において今回導入した制度は次の二本立てであり、両制度はいずれかを選択して利用できる。

- (1) 下請セーフティネット債務保証事業
- (2) 地域建設業経営強化融資制度

両制度とも、中小・中堅元請建設業者が有する市発注工事に係る工事請負代金債権を債権譲渡先に譲渡することを市が認め、これを担保として当該債権譲渡先が当該建設業者に対し融資を行うという点では共通しているが、その他次のような相違点がある。

	下請セーフティネット債務保証事業	地域建設業経営強化融資制度
保証事業会社の保証による金融機関からの直接融資	なし。	出来高の範囲内での債権譲渡先からの融資に加えて、 <u>保証事業会社の保証を得て金融機関から直接融資を受けられる。</u>
下請保護方策	支払計画等の提出に加えて、債権譲渡契約において一定の特約を締結した場合、 <u>元請業者が倒産したときは、債権譲渡先が元請業者に代わって下請業者等へ代金支払いを行う。</u>	支払計画等の提出のみ。
適用期限	なし。	令和13年3月末日までに限る。